

三木町告示第143号

三木町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和8年6月10日

三木町長 伊藤 良春

三木町規則第22号

三木町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則の一部を改正する規則

三木町会計年度任用職員の勤務時間、休暇等に関する規則（令和2年三木町規則第4号）の一部を次のように改正する。

第13条第1項第2号中「参考人」の次に「、被害者参加人」を加える。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。